

「はたらく」をつくる。みんなでつくる

# 労働者



# 協同組合



# 法って？



2022年10月1日「労働者協同組合法」が施行されます。

労働者協同組合法 相談窓口

0120-237-297

相談内容（法令関係、定款の作成、会計処理、税制関係等）  
令和4年6月開所 土日祝日年末年始を除く 9:00 - 17:00

札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、全国7か所で、フォーラムを開催します。

特設サイト 知りたい! 労働者協同組合法

知りたい! 労働者協同組合法



厚生労働省 web サイト 都道府県窓口一覧

厚生労働省 労働者協同組合



## 組織変更について

労働者協同組合法では、施行日(2022年10月1日)から3年以内の暫定的な措置として、施行日時点で活動している企業組合・NPO法人が、労働者協同組合に円滑に組織変更を行うための制度を設けています。

組織変更には、組織変更計画を作成し、総会(企業組合の場合)又は社員総会(NPO法人の場合)の議決などの手続が必要です。

\*詳細については、特設サイト「知りたい!労働者協同組合法」をご覧ください。

労働者協同組合法



## 労働者協同組合法で つくる未来

2022年10月1日、労働者協同組合法という新しい法律が施行されます。労働者協同組合は、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事することを基本原理とする組織であり、地域のみinnで意見を出し合っ、助け合いながら地域の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

労働者協同組合により、介護、子育て、地域づくり関連など幅広い事業が行われることが考えられ、多様な事業分野で、新しい働き方を実現することができます。

### 労働者協同組合法 第1条

「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。」